

# 青森県報

第二千八百七号

平成十九年  
七月十八日  
(水曜日)

## 目次

### 規 則

青森県民有林野造林補助規則の一部を改正する規則……………(林政課) ……一

### 告 示

道路の区域の変更……………(道路課) ……一

道路の供用の開始……………(同) ……二

都市計画事業の認可……………(都市計画課) ……二

漁船保険付保義務の同意を求めるための届出……………(県民局) ……二

### 公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する  
同法第十条第二項の規定による公告……………(県民生活課) ……三

右……………(同) ……三

右……………(同) ……三

大規模小売店舗の新設に関する届出……………(経営支援課) ……四

右……………(同) ……五

右……………(同) ……六

### 公 安 委 員 会

電子計算機等貸借契約に係る一般競争入札……………(会計課) ……七

## 規 則

青森県民有林野造林補助規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年七月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県規則第七十五号

青森県民有林野造林補助規則の一部を改正する規則

青森県民有林野造林補助規則(平成十年三月青森県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号及び第二号を次のように改める。

- 一 育成林整備事業
- 二 共生環境整備事業

第二条第一項第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の青森県民有林野造林補助規則の規定は、平成十九年度分の補助金から適用する。

## 告 示

青森県告示第五百五十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十九年八月十七日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十九年七月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間	変更の前後	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県道	名川階上線	三戸郡階上町大字晴山沢字天満下一の二から三戸郡階上町大字晴山沢字赤羽根一の二まで	前 後	一七・〇〇メートルから 一二・〇〇メートルまで 一一・八〇メートルから 三六・〇〇メートルまで	六八〇・〇〇メートル 六八〇・〇〇メートル	

青森県告示第五百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十九年八月十七日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十九年七月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 五戸六戸線	三戸郡五戸町字川原町西裏一の二から三戸郡五戸町字野月九の一まで	平成 一九・ 七・ 一六

青森県告示第五百五十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、十和田都市計画道路事業を平成十九年七月十日認可したので、同条第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十九年七月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称  
十和田市

二 都市計画事業の種類

変更の前後	敷地の幅員	敷地の延長	備考
前 後	一七・〇〇メートルから 一二・〇〇メートルまで 一一・八〇メートルから 三六・〇〇メートルまで	六八〇・〇〇メートル 六八〇・〇〇メートル	

十和田都市計画道路事業（三・三・二号儀兵平・千歳森線）  
三 事業施行期間  
平成十九年七月十八日から平成二十四年三月三十一日まで

四 事業地

- 1 収用の部分  
青森県十和田市大字三本木字稲吉、東十四番町及び東十五番町地内
- 2 使用の部分  
なし

青森県告示第五百五十九号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年七月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

届出事項	指定漁船調書の縦覧
加入区 称 発起人の住所及び氏名	期 間 場 所
むつ むつ市大字奥内字浜奥内五番地二 新 谷 富 也 むつ市大平町三三番地九 大 室 石 夫 むつ市大湊上町三九番地二二	平成十九年七月十八日から 同年八月一日まで むつ市漁業 協同組合

畑 中 道 安

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年七月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日  
平成十九年六月二十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人空・山・川・海・大地を愛する会
- 三 代表者の氏名  
金子 春雄
- 四 主たる事務所の所在地  
青森市桂木三丁目七の一四
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、青森県内にある豊富な観光資源である自然を活用した文化・観光及びグリーン・ツーリズム、ブルー・ツーリズム事業を行うことによつて、地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款

変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年七月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日  
平成十九年六月三十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人しごと創造サポート青森
- 三 代表者の氏名  
佐藤 博子
- 四 主たる事務所の所在地  
弘前市大字岩賀一丁目三の三
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、若年者及び女性が企業で意欲的に働くことのできる人間力を身につけ、自立した職業人生を歩めるようサポートすること、さらにはそのことにより地域経済の活性化と雇用創出に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

平成十九年七月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日  
平成十九年七月五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人どんぐりの家
- 三 代表者の氏名

西山 光子

四 主たる事務所の所在地

三戸郡三戸町大字川守田字東張渡九の一六

五 定款に記載された目的

この法人は、三戸町及びその周辺地域に在住する心身に障害のある人たちとその家族に対して、地域生活を営む上で必要な支援、療育相談、地域社会参加を促進するための支援に関する事業を行い、全ての人が豊かに健やかに暮らせる地域社会の実現を目指し、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年七月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）青森浜田複合ショッピングセンターブロック

青森市大字浜田字玉川一九六の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社サンシテイ

宮城県仙台市青葉区一番町四丁目六の一

代表取締役 小出泰啓

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

マックスバリュ東北株式会社

秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五

代表取締役 反田悦生

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十年三月六日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

五、六四一平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

三一台（位置は、届出書添付図面のとおり）

2 駐輪場の位置及び収容台数

一六一台（位置は、届出書添付図面のとおり）

3 荷さばき施設の位置及び面積

五五三平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

九〇立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

二十四時間

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

二十四時間

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

四か所（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時まで

八 届出年月日

平成十九年七月五日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2 期間

平成十九年七月十八日から同年十一月十八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十九年十一月十八日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があつたので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年七月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) 青森浜田複合ショッピングセンターニブロック

青森市大字浜田字玉川一九六の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社サンシテイ

宮城県仙台市青葉区一番町四丁目六の一

代表取締役 小出泰啓

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社サンデー

八戸市根城六丁目二の一〇

代表取締役社長 和田正徳

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十年三月六日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

八、二五七平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

四九七台(位置は、届出書添付図面のとおり)

2 駐輪場の位置及び収容台数

二四三台(位置は、届出書添付図面のとおり)

3 荷さばき施設の位置及び面積

一四四平方メートル(位置は、届出書添付図面のとおり)

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

四二・五立方メートル(位置は、届出書添付図面のとおり)

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前八時三十分(ただし、年間百二十日は午前八時、年間十四日は

午前七時) 閉店時刻 午後九時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時(ただし、年間百二十日は午前七時三十分、年間十四日は午前六時三

十分) から午後九時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

四か所(位置は、届出書添付図面のとおり)

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後八時まで

八 届出年月日

平成十九年七月五日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2 期間

平成十九年七月十八日から同年十一月十八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見を提出することができる。

1 提出期限

平成十九年十一月十八日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があつたので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年七月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）青森浜田複合ショッピングセンター三ブロック

青森市大字浜田字玉川一九六の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社サンシティ

宮城県仙台市青葉区一番町四丁目六の一

代表取締役 小出泰啓

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

未定

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十年三月六日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

三、一二三平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

一八七台（位置は、届出書添付図面のとおり）

2 駐輪場の位置及び収容台数

九〇台（位置は、届出書添付図面のとおり）

3 荷さばき施設の位置及び面積

二一九・四二平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

一四・七三立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後十時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後十時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

三か所（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時まで

八 届出年月日

平成十九年七月五日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2 期間

平成十九年七月十八日から同年十一月十八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見を提出することができる。

1 提出期限

平成十九年十一月十八日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

### 公 安 委 員 会

電子計算機等賃貸借契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成十九年七月十八日

青森県警察本部長 坂 明

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の賃貸借期間における初期設定及び納入・撤去費を含む賃貸借料とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。

電子計算機七百八台及びソフトウェア等

二 賃貸借期間

平成十九年十一月一日から平成二十四年十月三十一日（ただし、この契約に係る予算の削減又は削除があつた場合は、この期間の中途において当該契約を解除することがある）

三 設置場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成十七年七月一日青森県告示第五百六十五号（物品等の競争入札参加資格）、平成十八年一月三十日青森県告示第六十七号（物品等の競争入札参加資格）又は平成十九年一月三十一日青森県告示第六十三号（物品等の競争入札参加資格）の

一の規定により、電子計算組織に係る機器等賃貸借契約についてAの等級に格付けされた者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 想定する機器構成等に係る調査を青森県警察本部に提出し、受理された者であること

五 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部 会計課用度係

電話 〇一七 七三三 四二一一（内線二二四三）

2 入札書の提出期限

平成一九年八月三十日 午後四時

3 開札の場所及び日時

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部 八階 第二会議室

平成十九年八月三十一日 午前十時

六 入札保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百三十二条第一項第二号の規定により免除とする。

七 契約保証金に関する事項

賃貸借期間中初年度の契約金額（翌年度以降は各年度ごとの契約金額）の百分の五以上の金額とする。ただし、次のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部の納付を免除することとし、翌年度以降の各年度についても同様とする。

- 1 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- 2 過去二年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じとする契約を二回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 8 契約書の取り交わし時期
- 落札決定の日から七日以内
- 九 落札者の決定方法
- 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 十 その他
  - 1 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - 2 想定する機器構成等
    - (一) 入札への参加を希望する者は、想定する機器構成等に係る調書に係る書類を添え、平成十九年八月二十日までに青森県警察本部へ提出することとし、当該調書等の内容に関する説明を求められた場合、これに応じることとする。また、当該調書等の内容の変更を求められた場合にも、同様に応じなければならないこととする。
    - なお、当該調書等の書式及び提出先については、入札説明書による。
    - (二) (一)の説明及び内容の変更等に応じない者は、入札に参加することができないものとする。
  - (三) 青森県警察本部では、(一)の説明及び内容の変更等に応じない者の当該調書等は受理しないものとする。
- 3 落札対象
  - 2 (一)の手続きを経て、青森県警察本部に受理された当該調書等の内容に基づき入札書のみを落札対象とする。
- 4 入札の無効
 

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、当該調書等の内容を偽った者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- 5 入札書の記載方法
 

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を

切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち五か月分に相当する金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載することとする。

6 契約金額

落札価格をもって平成十九年度の契約金額とする。ただし、平成二十年度から平成二十三年年度の契約金額は落札価格に十二を乗じた額を五で除して得た額とし、平成二十四年度の契約金額は落札価格に七を乗じた額を五で除して得た額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)とする。

SUMMARY

- 1 Nature and quantity of the products to be leased:
  - (1) 708 Personal Computers and Computer Softwares
  - (2) Specification and quantity of other products will be referred to a bid explanation
- 2 Time limit for tender:
 

4:00 P. M. August 30, 2007
- 3 Contact point for the notice:
 

Supply Section  
Finance Division,  
Aomori Prefectural Police HQ  
2-3-1 Shinmachi  
Aomori City, Aomori 030-0801  
Japan  
TEL 017-723-4211 (EXT. 2243)

<p>(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県</p>	<p>(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社</p>
<p>毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭</p>	